

開放型コモンズと閉鎖型コモンズにみる重層的資源管理

—ノルウェーの万人権と国有地・集落有地・農家共有地コモンズを事例に—

嶋 田 大 作 (日本学術振興会特別研究員)
室 田 武 (同志社大学教授)

査読付き論文

原稿受付日 2010年6月14日 原稿採択日 2010年9月25日

1. 研究の目的

持続可能な自然資源管理・利用の重要性が高まりつつあるなかで、コモンズの持つ役割に期待が集まっている(室田編, 2009)。コモンズという言葉の定義については様々な議論が存在するが、本稿では、自然資源を共同で管理・利用する制度とその対象となる資源そのもの、という意味で用いる。したがって、イングランドやウェールズに歴史上、そして今も存続するコモン(common)のみを指す言葉としてコモンズを用いるのではなく、日本における入会、スイスにおけるアルプ、東インド諸島におけるサシ等、世界各地の諸制度を含む言葉として用いる。こうした意味でのコモンズの研究は世界的に展開しており(Ostrom, 1990)、特に途上国開発の分野で活発に議論がなされてきた。

しかし、現代の先進工業国におけるコモンズを議論するうえでは、外部から完全に孤立したコモンズを想定することは非現実的であり、外部の様々な利害関係者の関わりをどの程度認めるのかという問題が、資源管理におけるコモンズの役割を論じるうえで重要となってくる(井上, 2009; 三俣・森元・室田編, 2008)。本稿では、こうした点を論じるために、閉鎖型コモンズと開放型コモンズという概念を導入する。

本稿では、閉鎖型コモンズを、資源の管理・利用にあたり地縁を基にした厳格なメンバーシップとルールを備えるコモンズ、を意味する言葉として用いる。日本の入会制度¹⁾

がその一例である。他方、開放型コモンズとは、資源の管理・利用にあたりそのような厳格なメンバーシップやルールを備えていないコモンズを指し、オープンアクセスに近いコモンズであるといえる²⁾。

ノルウェーには、開放型コモンズとしての万人権(allemannsrett³⁾)の制度と閉鎖型コモンズとしての国有地コモンズ(statsallmenning)、集落有地コモンズ(bygdeallmenning⁴⁾)、農家共有地コモンズ(real-sameie⁵⁾)の制度が存在する⁶⁾。ノルウェーでは、他人に損害を与えないという条件のもと、他人が所有する土地に自由に立ち入り、自然環境を享受する権利が慣習的に認められており、それを本稿では日本語で万人権と呼ぶ。また、日本の入会制度と全く同じではないものの、それに近い仕組みが閉鎖型コモンズとして存在する。こうした様々な形態の自然資源の利用権は、土地の所有権とは別に設定されており、1つの土地の上に、その所有権とは別の権利が重層的に張り巡らされている。

日本では、北欧諸国の万人権について論じたものは存在するが⁷⁾、閉鎖型コモンズについて論じたものは著者の知る限り存在しない。また、海外においても、開放型コモンズとしての万人権と閉鎖型コモンズを個々に論じた研究は存在するが、重層的な自然資源管理という観点から両者を統合して扱う研究はまだ行われていない。本稿は、制度的側面に着目しつつ、ノルウェーの万人権と国有地コモンズ、集落有地コモンズ、農家共有地コモンズを事例に、資源管理における開放型コモ

ンズと閉鎖型コモンズの重層的構造を明らかにすることを目的とする。

2. ノルウェーの概要

ノルウェーの万人権や閉鎖型コモンズの仕組みは、ノルウェーの人々と自然との関係が、長い歴史的経緯の中で慣習として発達してきたものである。また、自然資源の管理・利用のあり方は、自然的条件、農林水産業の構造、そして地域社会の構造に依存している。それらは、日本の状況とは異なっている点も多い。そこで、まずはそれらの点について整理したうえで万人権やコモンズの議論を進めることが重要となる。

38万5199km²（内本土：32万3802km²、スヴァールバル（Svalbard）諸島：6万1020km²、ヤンマイエン（Jan Mayen）島：377km²）の面積を有するノルウェーの国土は、北緯58～71度の間に位置し、北緯66度33分の北極圏の南限ラインが国土の中を横切っている。しかし、赤道からノルウェー海に向かって流れる暖流の北大西洋海流により、国土が北に位置している割には、比較的温暖な気候である。ノルウェー国内の気候は、緯度よりも暖流による影響が大きく、沿岸部においては温帯に属する西岸海洋性気候が分布し、北極圏を越えてもなお西岸海洋性気候が続いている。一方、北極圏よりも南に位置する地域でも、内陸部ではツンドラ気候が分布している。

総人口は、473万7171人（2008年現在）で、総人口の約80%が沿岸部に居住している。さらに、都市地域が全国土の約1%、農地が同3%、経済的に利用可能な森林が同22%となっており、残りの70%以上が耕作不能という自然・地理的条件にある（Norwegian Ministry of Foreign Affairs, 2006）。

18世紀頃まで、ノルウェー人の約9割が農業に従事していた。一般的に、ノルウェーの土地は、作物栽培に不向きなため、この国の農業は畜産に依存するところが大きく、閉鎖型コモンズの多くもこの畜産のための土地利用制度として発達してきた。畜産以外では、

ノルウェーの南東部、南西部および中央のトレンネラグ地方（Trøndelag）に、比較的平坦で肥沃な土地がわずかに存在するので、小麦、大麦、オート麦等の穀物類の栽培が行われている（松村，2004）。しかし、国土の大部分が耕作不能という自然・地理的条件によって、農業は厳しい環境におかれてきた。

他方で、漁業、林業、鉱業、海運業はその地理的特徴を活かす形で発達し、経済を牽引してきた。17世紀には、木材貿易が主要産業にまで成長し、製材品が他のヨーロッパ諸国へ輸出された。19世紀後半には、イギリスの経済発展の影響を受けて、ノルウェーは水産物・木材の輸出を増大させた。そのことは、ノルウェーの海運業の一層の発展を促した。そして、20世紀前半には、木材加工業が競争力ある産業に成長し、20世紀半ばまでノルウェー最大の輸出産業となった。こうした林業及び木材加工業は、閉鎖型コモンズ、特に集落有地コモンズの主要な運営形態の1つとなっている。同時に、20世紀の前半には、山岳地帯における水力発電により豊富な電力が得られるようになったため電力多消費型の金属工業、化学工業が発達した（ステーネシェン・リーベク，2005）。

1970年代から北海油田が稼動し始めると、ノルウェーの石油産業は短期間のうちに国内最大の産業に発達する。2007年時点でのノルウェーは、原油輸出額世界第7位、天然ガス輸出額世界第3位となっている（総務省統計研修所，2009）。一方で、就業者人口に占める農林業従事者数の割合は、約9割の人口が農業に従事したと考えられていた17～18世紀から、表1に示されるように、1900年には35.1%、1950年には20.9%、2000年には2.8%と激減している。

他方でその間に都市化が進展し、総人口に占める人口密集地の居住者数は、1701年のわずか7.9%から1801年の10.0%、1900年の35.7%、そして1950年の52.2%、2008年の78.6%へと大きく変化している（表1）。こうした農林業を取り巻く状況の変化と都市化の進展は、ノルウェーのコモンズに様々な影響を与えている。旧来、生業や日常生活での

表1 総農地面積、総人口、人口密集地域居住者数、農・林業従事者数等の推移

年	(1)総農 地面積 (km ²)	(2)総人口	(3)人口密 集地域居 住者数	(4)就業者 人口	(5)農業 従事者数	(6)林業 従事者 数	(3)の(2) に占める 割合(%)	(5)(6)の (4)に占め る割合(%)
1701	—	504,000	40,000	—	—	—	7.9	—
1801	—	883,603	88,404	—	—	—	10.0	—
1900	9,880	2,240,032	800,198	887,440	290,009	21,420	35.7	35.1
1950	10,447	3,278,546	1,711,628	1,388,144	250,455	39,595	52.2	20.9
1960	10,135	3,591,234	2,052,634	1,406,358	188,431	31,153	57.2	15.6
1970	9,227	3,874,133	2,554,913	1,462,159	130,833	11,773	65.9	9.8
1980	9,358	4,091,132	2,874,990	1,453,783	91,406	5,360	70.3	6.7
1990	9,941	4,247,546	3,056,194	1,467,546	66,264	7,891	72.0	5.1
2000	10,436	4,478,497	3,396,382	1,797,676	45,084	4,616	75.8	2.8
2008	10,241	4,737,171	3,722,786	—	—	—	78.6	—

注) 2000年の(4)(5)(6)は2001年の数値で代用している。

出所) Statistics Norway (1994), Statistics Norway (2001), および, Statistics Norway (2009)を基に著者作成

必要性から地域社会の住民に認められていた万人権が、都市化の進んだ後では、旧来の伝統を残しつつもレクリエーション的な性格をより色濃くしたものになりつつあること等がその一例である。

最後に、ノルウェーの開放型コモンズと閉鎖型コモンズを理解するうえで重要な土地利用について述べておきたい。Grimstad and Sevstad (2007)によると、ノルウェーの農村の土地利用は、耕地、耕地に近い非耕地、山岳地帯に位置する非耕地、の3つに大別できるといふ。1つ目の耕地とは、海・湖・川等に近い比較的平坦な場所に位置し、穀物や飼葉の生産を集約的に行う場所である。耕地は、基本的には私有地であり、開放型コモンズ及び閉鎖型コモンズとして資源利用を行う対象地とはならない。

2つ目の耕地に近い非耕地とは、耕地よりやや緯度が高い場所に位置し、生産性の高い林業地や良質な放牧地や飼葉の採取地となる。基本的には私有地または共有地であり、万人権の対象になり、集落有地コモンズあるいは農家共有地コモンズの多くがこの場所に存在する。

3つ目の山岳地帯に位置する非耕地であるが、一般的に森林限界線よりも高い位置に存在し、夏季放牧や狩猟および漁撈、その他の採集活動の対象地となる。基本的には共有地

または公有地であり、万人権の対象になり、国有地コモンズの多くがこの場所に存在し、農家共有地コモンズもしばしばみられる。このように、一般的には耕地から緯度の高い非耕地に行くにしたがって、所有形態は私有、共有、公有と変化し、利用形態もより閉鎖的なものから開放的なものへと変化する。

3. 開放型コモンズとしての万人権

3.1 万人権の制度的枠組み

ここでまず、開放型コモンズとしてノルウェーの万人権について、具体的な制度的枠組みの議論から始めたい。ノルウェーでは、他人に損害を与えない範囲で、他人の所有する土地に立ち入り自然環境と野外生活を楽しむ権利が古くから存在する⁸⁾。この慣習法上の権利は、1957年の野外生活法 (Friluftsloven) によって、制定法上の権利として認められるようになった (Berge, 2006)。他の関連法としては、自然保全法、野生生物法、刑法等があり、一般的に、万人権が認められている場所では、ベリー⁹⁾、キノコ、そして花の採取が認められている。また、9月半ばから4月半ばまでの間は、薪の採取も認められている (Norwegian Ministry of Agriculture, 2003)。

以下では、野外生活法を基に万人権の制度的枠組みを検討する。ノルウェーの野外生活

法は、先ず第1条で土地を耕地（inmark）と非耕地（utmark）に分類している。野外生活法で耕地、あるいは、耕地と同等のものと考えられるのは、次のものである。それは、住居、納屋、畜舎等に囲まれた農場構内、家屋やヒッタ（hytte）^{10）}周辺の区画、耕作された田畑、干草用の草地、耕作された牧草地、低樹齢の植林地、そして、一般の人々の利用が土地所有者や土地使用者（以下では、土地所有/使用者）に損害を与える場所、である。耕作された土地、干草用の草地等に囲まれた耕作されていない小さな区画、および、そのような土地とともに柵で囲まれた場所もまた、耕地と同等のものと考えられる。同じことは、人々の利用が土地所有/使用者、その他の人々に損害を与えるような、産業目的、あるいは、その他の特別な目的に用いられる場所についても適用される。一方、非耕地とは、耕作されておらず、上記の耕地に該当しない土地を指す。野外生活法は、このように土地を耕地と非耕地に分類した上で、具体的な利用権をそれぞれに規定している。

同法第2条は、非耕地の利用を規定している。それによると、敬意と相当な注意が払われることを条件として、万人が、年間を通していつでも、非耕地を通行する権利を与えられている。同じことは、非耕地の道路や小道、そして、耕作されていない全ての山岳地帯における、馬車、荷馬、そり、自転車等での通行にも適用される。ただし、その場合には、特定のルートに従った通行を、土地所有/使用者の同意の下で、自治体が禁止していないことが条件となる。

耕地の利用は、第3条が定めており、地面が凍結もしくは雪で覆われている時期には、全ての人が通行または利用する権利が与えられている^{11）}。しかし、この権利は、農場構内、家屋やヒッタ周辺の区画、柵で囲まれた庭や公園、その他特定の目的のために柵で囲まれ冬季の人々の利用が土地所有/使用者に深刻な損害を与えるような場所には、認められない。また、その場所が柵で囲まれているかどうかにかかわらず、庭、低樹齢の植林地、秋蒔きの畑、そして新しく作った牧草地では、例え

そこが凍結または雪で覆われているとしても、土地所有/使用者は、基本的に通行を禁止することができる。

自動車や馬車、水上交通や水浴び、ピクニックやキャンプ等さまざまな種類の自然利用についても同法第4,5,7,8,9条において規定されており、「テントは住民の平静をかき乱すほど家屋の近くに張ることはできず、どんな場合にも家屋から150m以内に張ることはできない」等の様に、万人権による人々の自然へのアクセスが土地所有/利用者やその他の人々の迷惑や自然の破壊につながらないように、利用する場所、時期、方法等が細かく規定されている。ベリー、キノコ等の採取については、野外生活法そのものは何も規定していない。ただし、刑法典は、柵で囲まれていない場所であれば採取行為は基本的に刑罰の対象にはならないと定めている（Norwegian Ministry of Justice, 2006）。

野外生活法では、万人権が適切に機能するために、権利の行使や制限、行政の役割、土地の閉鎖や買上げ、違反者への罰則等の様々な制度を設けている。同法第11条は、他人が所有する土地、あるいは他人の所有する土地に面した海上を、通行したり時間を過ごしたりする者は誰でも、所有/使用者あるいは他の人々に対する損害や迷惑、環境への損害の原因にならないように十分に注意しなければならない、としている。このような義務を果たさないものに対して、土地所有/使用者は、損害や迷惑となるような不適切な行為を行う人を追放する権利を有する、としている。さらに、万人権の行使によって生じた損害や迷惑に対する補償については、補償に関する一般的な法律の規定が適用されると同法第12条で定めている。

土地所有者による柵や標識の設置、利用料の徴収については、同法13, 14, 15, 16, 40条が規定しており、基本的には、法的に認められた万人権を侵害するような土地所有者の行為、すなわち、柵や標識による立ち入りの排除、あるいは、十分な根拠のない利用料の徴収を土地所有者が行うことは認められていない。万人権を侵害する場合には、土地所有

者といえども、その土地を排他的に独占することは認められていない。しかし、過度なアクセスやそれによる損害等、十分な理由が認められる場合には、土地所有者が利用料を徴収したり、立ち入りを制限したり、閉鎖したりすることも認められている。こうした利用制限や閉鎖によって、過剰な利用を抑制できない場合、土地の所有者は自治体に対して土地の買上げを要求できると同法第18条は定めている。

野外生活法に違反する者への刑罰の手段については、同法第39条に規定があり、故意または不注意でこの法律に違反した者、あるいは違反を幫助した者は、それが他の法律のより重い刑罰の条項に当てはまるものでない限り、罰金を支払わなければならない、としている。また、罰金以外に、同法で認められている野外生活を妨げるような非合法的な建造物に関して、同法第40条は、自治体がその建造の中止および撤去をおこなえると定めている。

3.2 環境政策と万人権

以上のような制度的枠組みを持つ万人権は、人と自然の関係を保ち、人々の環境問題への認識を高めるものとして、ノルウェー政府も環境政策の重要な項目の一つとして扱っている。そのことは、『環境白書』(Norwegian Ministry of the Environment, 2005)において、全11章のうち1章を、「野外生活」に割き、他の章もそれに触れていることからわかる。『環境白書』は、野外生活に関する政策の国家目標として、次の4つを挙げている。(1)耕作されていない土地での万人権に基づく野外生活の伝統は、全住民のあいだで保持されるものとする。(2)子供や若者は、野外生活の技術を発展させる機会が与えられるものとする。(3)野外生活にとって価値のある場所は、環境に配慮した資源利用や通行そして自然資源からの収穫が促進され、自然資源の基盤が維持されるように、保全されるものとする。(4)民家、学校、そして、介護福祉施設の近くでは、安全で途切れない価値ある緑地を利用し、様々

な活動ができることとする。

そして、『環境白書』では、上記の目標を達成するための政策として、野外生活のための法的根拠の強化や、人々が使用する多数の広大な野外生活のための場所の保持とノルウェー国防軍が利用しなくなった場所での野外生活の権利の確保等が挙げられている。

環境政策の側面から万人権を論じたものとしてSandell (2006)があるが、それは「民主主義社会において、効果的な環境政策が長期的に受け入れられるためには、人々の理解、動機、そして、インスピレーションが重要になってくる。そして、地域への親近感もまた、環境問題を明確化したり理解したりする、すなわち環境を認識するうえで、非常に重要になってくるであろう。そのような人とエコロジーの文脈から見ると、自然を起源とするレクリエーション活動や田舎へのアクセスは、都市住民が将来的に人と自然の持続可能な関係に関する知覚、姿勢、そして、活動を発展させるうえで極めて重要である。」(Sandell, 2006, p.98)と述べている。

すなわち、Sandell (2006)は、人と自然とを切り離して自然環境を保護するのではなく、人と自然が積極的に関わる中から、環境問題解決の糸口を探ることが重要だとして、その関わりを生み出す万人権の重要性を指摘しているのである。こうした点は、ノルウェー政府にも比較的早くから認識されていた。ノルウェー政府の野外政策に関する委員会の委員も務めていたニルス・ファールンドは、「1981年の環境白書は“環境に対する関心を高める上で、野外生活は非常に重要なものである”と明言している」(Faarlund, 1993, p.167)と述べている。

3.3 ディープ・エコロジー思想と万人権

3.2節では、万人権や野外生活の慣習は、環境政策にも積極的に位置づけられていることを論じた。この点に関連して興味深いのがディープ・エコロジー思想のルーツの問題である。ここでは、ディープ・エコロジー思想そのものを論じることが目的ではないため詳述は避けたいが、野外生活の伝統がエコロジ

一思想を生む可能性について、手短に触れておきたい。

Reed and Rothenberg (1993) によると、「ディープ・エコロジー」という用語は、ノルウェーの哲学者アルネ・ネス (Arne Dekke Eide Næss) によって造り出された。その後、ネス自身の議論と共に、ディープ・エコロジー思想は、非常に多様な展開をみせ、現代の環境思想の主要な思想の1つとなっている (鬼頭, 1996)。

Næss (1973) は、エコロジー運動として力を持つようになってきている考え方は、汚染と資源枯渇だけを扱い、主に先進国の人々の健康と繁栄にしか関心を持たない「シャロー (浅い) ・エコロジー運動 (The Shallow Ecology Movement) であるとしてこれを排し、それに対して「ディープ (深い) ・エコロジー運動 (The Deep Ecology Movement)」を提唱した。それは、多様性、複雑性、自治、分権化、共生、平等主義、そして反階級差別の原則といったより深い関心を持つものである。

このネスのディープ・エコロジーの根底には、ノルウェーの万人権が関係している。ネスは、The Norwegian Roots of Deep Ecology という論文の冒頭で、「ノルウェーには、多かれ少なかれノルウェーに固有のもので、世界中に高く評価されるべきものがあるだろうか」と問いかけ、それに対して「私はノルウェーの伝統的な野外生活の他に何も知らない (Næss, 1994, p.15)」と応じている。さらにネスは、ノルウェーにおける野外生活の伝統は、ノルウェーの人々の暮らしや文学等にも体现されていることを述べたうえで、ノルウェーの野外生活の伝統が、ディープ・エコロジー思想の根底に存在することを示している¹²⁾。

この野外生活の伝統を支えてきた重要な要素として、これまでみてきた万人権が挙げられる。Reed and Rothenberg (1993) では、ノルウェーで野外活動が活発な理由として、古くから万人権が認められてきたことを指摘している。したがって、本稿の論点にひきつけてまとめると、ノルウェーにおいてエコロ

ジー思想が形成・発展してきた最も根源的な背景にはノルウェーの野外生活の伝統とそれを可能にしてきた万人権がある、といえる。

4. 閉鎖型コモンズとしての国有地コモンズ、集落有地コモンズ、農家共有地コモンズ

4.1 ノルウェーのコモンズの起源

3節では、開放型コモンズとしての万人権について論じたが、本節では、閉鎖型コモンズとして国有地コモンズ、集落有地コモンズ、農家共有地コモンズについて論じる。そこでまず、ノルウェーの閉鎖型コモンズの起源から議論を始めたい。ノルウェー閉鎖型のコモンズは、「ある地域の (何人かの、または全ての) 土地所有者、またはその地域の住民が、放牧、農耕、夏季農場の設営、木材や燃料といった森林資源の採取等を行う権利を有する場所」 (Sevatdal and Grimstad, 2003, p.95) とされている。また、「コモンズの権利 (rights of common) に基づいて利用できる放牧や木材伐採等の資源の量を規定するのは、農家の必要性ではなく農場における必要性である」 (Berge, 1998, p.125) とされている。そして、山岳地帯の閉鎖型コモンズにおける資源は、「ヒツジやヤギの牧草地、そして、野生動物の狩猟を行う場として、農業限界地に近いこの地域の農業を可能にした」 (Berge, 2006, p.66) と述べられているように、重要なものであった。本稿では、対象とする閉鎖型コモンズを国有地コモンズ、集落有地コモンズ、農家共有地コモンズの3つに限定する。

ノルウェーの閉鎖型コモンズの起源は、近隣の集落内の農家によって共同利用されている部分を除いて、広大な森林や山岳地帯が所有の対象になる以前の時代まで遡ることができる。当時、コモンズの権利は、誰もが自由に木を伐採したり、放牧したり、狩猟や釣りをしたりするための権利だと考えられていた。このような開放型コモンズに近い資源利用が、現在の閉鎖型コモンズとしての資源利用へと変化したのは、18～19世紀にかけて

である。当時、スウェーデン王国に併合されていたノルウェーでは急激に人口が増加し、それに伴い木材や牧草といった非耕地における資源への需要は高まった。非耕地の利用を巡る競合性が高まるにつれて、その土地の使用が、隣接した集落の人によって支配的におこなわれるようになり、地域の人々の排他的な権利という形をとりながら、資源を利用する資格やルール等、閉鎖型コモンズの仕組みが徐々に発達していった (Grimstad and Sevstad, 2007)。

4.2 国有地コモンズ

次に、ノルウェーの閉鎖型コモンズの管理・利用について、国有地コモンズ、集落有地コモンズ、農家共有地コモンズの順に論じたい。4.2節ではまず、国有地コモンズについて論じる。現在のところ、ノルウェー北部のノルランド (Nordland)、トロムス (Troms)、フィンマルク (Finmark) に、どれだけの国有地コモンズが存在するかについて正確な値は示されていないが、ノルランドとトロムスに最大約 2 万 km² ずつ、そして、フィンマルクに約 3 万 8000 km²、あると考えられている。また、上記の地域および、近年、国有地コモンズから他の形態のコモンズに転用されていると思われるノルウェー中部のコモンズ以外にも、195 箇所、総面積約 2 万 6600 km² の国有地コモンズが存在し、約 20 万の農家が権利を持つ。したがって、ノルウェーにおける国有地コモンズの面積は、合計約 10 万 km² にも及び、これは、ノルウェー本土の約 1/3 の面積に相当する (Sevstad and Grimstad, 2003)。

国有地コモンズは、集落有地コモンズよりも非生産的な土地に存在する。それらの多くは、森林限界線よりも高い位置に存在しているため、大部分が山岳地帯であり、コモンズとしての利用においては牧草地として利用されることが多い (Gundersen, 2000)。2007 年 6 月 27 日に共著者が訪ねたりレハンメル市北部の国有地コモンズの場合、森林限界域にあり、羊の放牧とヒツパ用地の貸し出しが行われていた。

ある個人が国有地コモンズ、あるいは、集落有地コモンズで利用権を有するには、そのコモンズが存在する地域共同体内に居住していることと、農地を所有していることあるいは借地していることが条件となる。

国有地コモンズは、幾つかの異なった集団の利害に配慮しながら運営されている。異なった集団とは、コモンズが位置する地域の共同体、その共同体内の農家の集団、国家、国民である。そして、国有地コモンズでの管理の対象となるものは、木材や薪炭材等の森林資源、牧草地、牧草地のある夏季農場、サイレージや干草、漁撈、狩猟、観光やレクリエーションでの利用、水力発電である。

ある地域内の資源の伝統的利用に関する権利は、ある特定の地域共同体に属している。国有地コモンズにおける権利は、「事例ごとに多様であり、実際の権利内容は、慣習による。重要な制限の 1 つは、その権利は個々の農場における必要性を満たすためだけに行使することができるというものである。例えば、薪や木材に関する権利は、農業のために農場で使用することが合理的である場合に限定される」 (Falkanger, 1998, pp.134-135)。すなわち、国有地コモンズの資源は、自給的な利用しか認められておらず、売却することを目的として資源を採取することは認められていない。ただし、国有地コモンズ内に放牧した動物の乳や肉を売ること等は認められている。

農業に関連する利用権は、農家のために確保されているが、他方で、狩猟や漁撈等の対象となる特定の資源については、その地域に住んでいる人は全て同等の権利を有する。そして、狩猟や漁撈の権利は、徐々に、ある程度まで一般市民に移転されるようになってきており、現在では、国有地コモンズにおける狩猟や漁撈は、ノルウェーに居住する者であれば、ある一定の額を支払うことによって、地域住民と利用料において違いはあるものの、誰でも行うことができる (Falkanger, 1998)。

また、コモンズの権利を持つ農家と土地所有者である国の関係は、次の通りである。

「例えば、もし森林資源の産出量が、農家に割り当てられている量を超えた場合、国が超過分から利益を得ることができる。そして、もし農家の権利を損なわない方法でその土地を利用できるのであれば、国はその土地を利用することができる。したがって、開発用地として土地を貸し出した場合の収益は国のものになる。その例を1つ挙げると、国は、農家に何の補償もないまま、水力発電のために滝を開発することもできる」(Falkanger, 1998, p.135)。

国有地コモンズの管理組織としては、次の3つが存在する。第1に、国有林会社(Statskog SF)が挙げられ、これは森林管理や木材伐採、農業、道路整備、採石、水資源管理(水力発電事業も含む)等を行っている。また、このほかにも、国有地コモンズで起こる様々な事柄に関する監督も行っている。

第2に、山岳委員会(Fjellstyre)が挙げられる。これは、主に森林限界線よりも上部に位置するコモンズの管理を担い、狩猟、漁撈、放牧や他の自然資源利用といった国有林会社が扱う以外のほぼ全ての問題を扱っている。山岳委員会は、地方議員から選出されることになっているが、委員の大部分が当該地域の共同体内に居住している者でなければならない。第3に、コモンズ委員会(allmenningsstyret)が挙げられる。コモンズ委員会は、生産的な森林についての問題を扱う。委員は、森林に対する権利を有するものの中から選ばれ、森林資源の共同利用に関する全ての意思決定を行う。

4.3 集落有地コモンズ

国有地コモンズよりも低緯度に位置することの多い集落有地コモンズは、51箇所、総面積約5500km²で、そのうち、31%すなわち約1700km²が生産的な森林である。権利を持つ農家数は、約1万7000にも及ぶ。集落有地コモンズは、多くの部分が十分な現金収入を得る可能性がある生産的な森林地帯に存在している。(Sevatdal and Grimstad, 2003)。

形態が異なる資源に対しては、誰がその資

源を利用するのか等を定めた個々のルールが存在する。例えば、コモンズに放牧できる家畜の数は、冬の間に個人の農場で養える家畜の数に限定されている¹³⁾ことや、木材に関する権利は、農場で必要な木材に限定されていること等である。このように、コモンズの権利は農場と密接な関係があり、「権利を土地と農場から切り離して譲渡することが出来ない」(Berge, 2002, p.23)とされている。

集落有地コモンズは、事実上、コモンズの利用権を有し、実際に活動している農家によって所有されている。したがって、もしある農家が農家としての機能を停止した場合、コモンズでの利用権を失い、法律で明確に規定されているわけではないが、所有権も失うことになる。他方で、これらの権利は、農業を再開した場合、再度取得することができる。集落有地コモンズは、コモンズの利用者と所有者の中から選ばれたコモンズ委員会によって管理・運営が行われる。仮に、コモンズ委員会または利用者が、法律あるいは個々のコモンズ内で生み出されたルールや計画に沿って行動しない場合、罰金が課されたり、ある一定期間利用する権利が剥奪されたりする。

規模の大きな集落有地コモンズは、多くの場合、自分たちで製材所を運営している。森林資源の利用権は、製材所を運営しているコモンズの場合、この製材所の割引価格で木材を購入できることである。集落有地コモンズでの活動による収益は、第1に集落有地コモンズの生産力を最大にし、権利者の将来の必要性を満たすために使用されなければならない。また、農業大臣の認可を受けたうえで、構成員に現金を配当することも可能である。集落有地コモンズは、地域共同体内で雇用を拡大し、新しい事業を促進するうえで非常に大きな影響力を持ち、それらを支えてきた。また、多くの集落有地コモンズが集会場の建設、電力供給事業等の地域福祉事業を展開しており、それらは、集落有地コモンズの権利保有者の範囲を超える人々に便益をもたらしている。

4.4 農家共有地コモンズ

農家共有地コモンズは、それとして登記されていないので、箇所数、総面積、権利保有者数についての数値を得ることはできない。しかし、その面積や権利保有者数は、上述した2つのタイプのコモンズの面積や権利保有者数を足し合わせたものよりも大きくなると考えられている。また、農家共有地コモンズという土地所有形態は「ノルウェー南部の山岳地帯では、支配的な所有形態である」(Sevatdal, 1998, p.152)。

コモンズの利用権を有するための条件は、

国有地コモンズあるいは集落有地コモンズでは、地域内に居住し農地を所有あるいは借用していることであったが、農家共有地コモンズの場合、この条件は異なったものになる。農家共有地コモンズでは、コモンズの利用権は、持分権と直結している。この違いは、地域から転出し、その地域に残された住居や農地を利用しなくなった場合を想定すると、よりわかりやすい。国有地コモンズや集落有地コモンズに利用権を持っていた者は、転出と同時に権利を失う。一方、農家共有地コモンズに利用権を持っていた者は、彼が転出して、

表2 国有地コモンズ、集落有地コモンズ、農家共有地コモンズの管理運営

	国有地コモンズ	集落有地コモンズ	農家共有地コモンズ
土地の状態	7%が生産的な森林。残りは、森林限界線よりも上部の山岳地帯	31%が生産的な森林。残りは、森林限界線よりも上部の山岳地帯	大部分が森林限界線付近
面積／コモンズの数	26,622km ² ／195	5,500km ² ／51	資料なし／資料なし
権利を保有する農家数	約20,000	約17,000	50,000以上、資料なし
土地所有者	国	農業集落	特定の農家の集団
資源へのアクセス	牧草地、夏季農場、耕地	農場での必要に応じて	権利保有者の持分権に応じて
	木材	農場での必要に応じて余剰は国へ	
	水力発電からの収入	国	
	狩猟・漁撈	地域共同体の全住民／全国民(利用料での差別化)	
管理主体	商業的木材伐採、水力発電、国立公園、環境問題等全般的な事項に関する意思決定	国有林会社 (Statskog SF)	持分権に応じた権利保有者の多数派、および選出された委員会、土地整理委員会
	狩猟、漁撈、放牧、観光に関する問題	地域から選出された山岳委員会 (Fjellstyre)	
	自給的な木材伐採等の問題	地域から選出されたコモンズ委員会 (allmenningsstyre)	
主な利用形態	個人的利用	集合的利用 (製材所の運営等)	個人的利用
権利の譲渡・移転	権利は売却することができない。コモンズは分割することができず、権利は農地から分離することができない。	国有地コモンズと同様	持分権は、農地と共にのみ売却でき、分割は土地整理委員会によって行うことができる。

注) 国有地コモンズの面積には、ノルランド、トロムス、そして、フィンマルク、および、近年、国有地コモンズから他の形態のコモンズに転用されていると思われるノルウェー中部のコモンズを含めない。

出所) Sevatdal(1998), Sevatdal and Grimstad(2003)を基に著者作成。

どこに住んで、何をしていても、持分権が消滅することはない。農家共有地コモンズでの持分権は、共同体内に居住していることや農業を行っていることとは無関係に維持される。

農家共有地コモンズは、大部分が針葉樹の森林限界線の近辺の高山地帯にみられ、主に夏季の放牧等に用いられている。これらの場所では、経済的な利益の対象となるのは、狩猟、漁撈、および、レジャー用のヒッタの開発等である。農家共有地コモンズを管理運営している組織に関する資料は公式なものや明文化されたものが少なく、実態についてはあまり知られていないが、それぞれのコモンズが独自の方法で運営されていると考えられている（Sevatdal and Grimstad, 2003）。

最後に、こうした閉鎖型コモンズにおける資源利用は、景観や生物多様性の保全といった面からも重要な役割を果たしていることを指摘しておきたい。例えば、牧草地としての利用は、半自然草原を形成し、生物多様性の高い空間を生み出している。ノルウェーの半自然草原は、ヨーロッパでも希少となりつつある草原性の種の避難場所としての役割を果たしている。さらに、こうした半自然草地は、農業による利用がなければ、遷移によって森林化が進むので、生物多様性が低下しより均質性の高い環境が出現する。したがって、Olsson, Austheim and Grenne (2000) は、半自然草原や生物多様性の保全は、放牧等の農業活動維持の問題と結びつけて考えなければならず、さらには、そうした農業のあり方は、持続可能な農産物生産にも結びつくことを指摘している。

5. 考察 —重層的に管理・利用される自然資源—

以上で、ノルウェーにおける開放型コモンズとしての万人権と閉鎖型コモンズとしての3つの形態のコモンズについて、重層的な自然資源の管理・利用という点に着目して、制度的特徴について述べてきた。そこからは、公有、共有、私有という土地所有形態が存在

する社会において、その土地所有権が完全に排他的な所有権ではなく、土地所有権のうえに閉鎖型コモンズとしての様々なコモンズの権利、さらに、開放型コモンズとしての万人権が重層的に積み重なっていることが確認できた。

この重層性について、国有地コモンズを基に整理したい¹⁴⁾。表3に示される通り、国有地コモンズにおいては国が土地所有者であるが、国が排他独占的にその土地を利用するのではなく、対象となる土地を土地所有者以外の様々な主体が、資源の特性に応じて重層的に利用するための制度であることが分かる。これを各土地利用形態ごとにみていくと、まず水力発電や観光施設の運営は、国が国有林会社を通じて行っている。

木材伐採では、商業的木材伐採については国が国有林会社を通じて行っているが、建築資材や燃料として農業で自給的に利用する木材については、閉鎖型コモンズとして、地域内の農家すなわち閉鎖型コモンズの構成員のみに利用する権利が認められている。また、放牧についても、閉鎖型コモンズの構成員だけにその権利が認められている。このように、利用における競合性が比較的高い資源に関しては、構成員の資格が明確な閉鎖型コモンズという形態での利用が行われてきた。すなわち、排他的なメンバーシップによってコモンズを「閉じる」ことで、資源の過剰利用を回避してきたのである。

Ostrom (1990) は、コモンズとしての資源利用は必然的に過剰利用という悲劇をもたらすという「コモンズの悲劇 (Hardin, 1968)」論に対する反論を提示し、世界各地の事例研究から長期存立型コモンズの設計原則を導き出した。その設計原則の第一番目は、誰がその資源を利用することができるかというメンバーシップの明確化、言い換えれば、メンバー以外の利用を排除するためにコモンズを「閉じる」こと、の重要性を指摘するものである。この点において、ノルウェーの閉鎖型コモンズにおける資源の過剰利用を回避する仕組みは、世界的に展開されているコモンズの議論とも合致する。

表3 国有地コモンズにみる土地利用の重層的構造

権利・利用主体 権利・利用形態	国	地域内 の農家	地域 住民	一般 公衆
土地所有	○			
水力発電開発・ 土地の貸し出し等※	○			
木材伐採	○ (商業)	○ (自給用)		
放牧		○		
狩猟・漁撈		○	○	△※※
野外生活(通行、滞在、 ベリー・キノコ類の採取等)		○	○	○

注) ※土地の貸し出しにはヒタのための貸し出しを含む。 ※※狩猟・漁撈は一般公衆に解放されつつあるが、利用料金において、地域住民との差別化が図られている。

備考) 3節および4節の議論に基づいて著者作成。

他方、狩猟や漁撈のための国有地コモンズの利用は、閉鎖型コモンズの構成員だけでなく、地域住民全般にも認められている。なお、閉鎖型コモンズの構成員の資格は、地域に居住し農地を所有または使用する者、であるから、地域住民との違いはこの農地を所有または使用しているかどうかにある。閉鎖型コモンズの権利が農場で農業を営む上で必要となる資源のために認められているものであることを考えると、実際の必要性を反映した区別であるといえる。また、狩猟や漁撈は、地域住民だけでなく、料金徴収やその他の手段によってより限定された形で、ノルウェーの一般国民に認められている。すなわち、閉鎖型コモンズと開放型コモンズの間位置する利用形態である。

さらに、国有地コモンズとして管理・利用されている土地を、野外生活の対象地としてみた場合、例えば、徒歩や自転車による通行、自生しているキノコやベリーの採取等を行う場合には、閉鎖型コモンズの構成員や地域住民に利用を限定せず、開放型コモンズとして万人にその権利を認めてきた。なお、万人権は、国有地だけでなく、共有地や私有地にお

いても、野外生活法上の非耕地である限り認められているという点をここで再度確認しておきたい。すなわち、競合が発生しにくい自然資源の利用に対しては、完全に排他的な土地所有権ではなく、公有地、共有地、私有地を万人に「開く」ことによって、多様な人と自然の関わりを可能にする開放型コモンズの制度が存在する。

日本では、林政学者の井上真らがコモンズを「開く」ことの重要性を指摘している(井上, 2001)。イギリスにおけるコモンズのオープン・スペース化や地元住民に利用されなくなった入会林野を都市住民のレクリエーションやボランティア活動の場とする日本での取り組みがコモンズを開くことの具体的事例である。井上の議論では、コモンズを外部の人々を開き「ウチとソト」の垣根を低くし、「ウチとソト」の入れ子構造を解体する(井上, 2004, p.146)協治の理念が主張される。

ノルウェーの万人権と国有地コモンズ、集落有地コモンズ、農家共有地コモンズにみる資源利用の仕組みでは、単に外部の人々に「開く」のではなく、他方で完全に排他的に

「閉じる」のでもなく、一つの土地においても開放型コモンズと閉鎖型コモンズが並存している。競合性の高い資源利用については、明確なメンバーシップを備えた閉鎖型コモンズとして管理することによって資源の過剰利用を回避し、他方で、競合性の低い資源利用については、万人権を設定し開放型コモンズとして管理することによって一般の人々の利用を可能にし、多様な人と自然の関係性を支えている。こうした開放型コモンズと閉鎖型コモンズが重層的に重なり合う資源利用の仕組みは、コモンズ論における「閉じる」と「開く」をめぐる議論にも示唆を与えるであろう。

一方で、ノルウェーでは、コモンズや万人権をめぐり何ら問題が発生していないわけではない。例えば、国立公園に指定された地域や都市住民によるレクリエーション利用が増大している地域においては、そこを農業に利用している人々との間で対立が発生している事例や、レクリエーションへの要求とヒッタの所有者のプライバシーとが対立している事例もある¹⁵⁾。このような事例の分析を通じて、ノルウェーにおけるコモンズの重層性についてのより踏み込んだ実態を解明することは、今後の課題としたい。

本稿で検討してきたノルウェーにおける自然資源の重層的な利用制度について、日本への示唆を導出することは、今後の課題として残されている。ただし、ノルウェーの万人権やコモンズを基に日本の資源管理を検討する際には、その歴史的背景、自然・地理的背景の違いに十分に注意しなければならない。しかし、そのような点に十分注意を払うならば、かつて日本にもみられた多様な人と自然の関わりについて¹⁶⁾、その意義を再考し、それを日本の現代社会に適応する形で再構築しようとした場合、ノルウェーの重層的な自然資源管理のあり方は、重要な示唆を与えると考えられる。

（謝辞）

本研究の現地調査では、文部科学省科学研究費補助金・特定領域研究『持続可能な発展

の重層的環境ガバナンス』（研究代表者：植田和弘）の下での共同研究プロジェクト「(A03) グローバル時代のローカル・コモンズの管理」から助成を受けた。また、現地ではSvein Larsen氏にStatskogについての聞き取り調査、および、リレハンメル近郊の国有地コモンズの現地調査で大変お世話になった。また、ノルウェー環境省顧問のGante Voight Hanssen および Elisabeth Harbo-Lervikのお二人から、オスロにて同国の万人権に関して貴重なお話をいただくとともに多くの文献を提供していただいた。本研究をまとめるにあたり、小森宏美氏（京都大学地域研究統合情報センター）、齋藤暖生氏（東京大学大学院農学生命科学研究科）からは大変貴重なご指摘・ご助言を頂いた。本研究を進めるうえでお世話になった方々に、この場を借りて深くお礼申し上げる。

（注）

- 1) メンバーシップという点に注目して日本の入会制度を論じたものとしては、嶋田（2008）を参照。
- 2) ここで、全てのコモンズが閉鎖型コモンズと開放型コモンズに明確に分類できるわけではないことを断っておきたい。例えば、形式的には厳格なメンバーシップとルールを備えているものの、実際の資源管理においてはメンバー以外の利用を黙認している場合のように、実際のコモンズは、閉鎖型コモンズと開放型コモンズの中間に、程度の差を持ちつつ位置づけられるものと考えられる。
- 3) Allemannsrettとは、全ての（alle）人の（mann）権利（rett）であり、本稿ではこれを万人権と訳す。
- 4) bydgcは、parishまたはcommunityと英訳されるものであり、本稿では集落という訳語を当てる。
- 5) Falkanger（1998）は、ノルウェーのコモンズを議論する際、国有地コモンズと集落有地コモンズを取り上げており、農家共有地コモンズについては取り上げていない。本稿で農家共有地コモンズと訳すrealsameieには、ノルウェー語でコモンズに該当するallmenning

という表現が含まれていないことから、論者によって議論が分かれるところである。他方で、Sevatdal (1998), Berge (2002), Sevatdal and Grimstad (2003), および Grimstad and Sevatdal (2007) は、農家共有地コモンズをコモンズに含めて類型化している。詳細は4.4節で述べるが、*realsameie*という言葉自体には共同所有地という意味が含まれる。農家共有地コモンズは、本稿でのコモンズの定義に合致するため、本稿では上記の3つを対象にコモンズの議論を行う。

- 6) ノルウェーにはこのほかにもサーメ人のトナカイ放牧コモンズがあり、先住民の資源利用や生活が拡大しつつある産業によって脅かされる、という世界各国でみられる重要な問題を内包している (Jentoft, 1998)。しかし、本稿の主な論点とは異なった性格を持つので、ここでは議論を展開せず、別の機会に改めて検討したい。
- 7) 北欧の万人権に関する比較的まとまった研究として、阿部 (1979a, b, c), 石渡 (1995), および嶋田・齋藤・三俣 (2010) が存在する。
- 8) 他の北欧諸国, スウェーデン, フィンランド, デンマーク, アイスランドにも類似の権利が存在する (石渡, 1995)。
- 9) 本稿でベリー (berry) という場合、植物学的な用法ではなく、通俗的用法のものを指す。すなわち、本稿でのベリーには、クランベリー、ブルーベリーだけでなく、ブラックベリーやラズベリー等も含む。
- 10) ヒッタ (hytte) とは、「別荘として使われる小さな家」を意味するノルウェー語で、主に富裕層が所有している日本の別荘とは異なり、比較的多くのノルウェー人が所有している。
- 11) ただし、地面が凍結もしくは雪で覆われていたとしても、4月30日から10月14日までの間は、このような権利は認められない。
- 12) ディープ・エコロジーのルーツをノルウェーの野外生活に見出そうとする研究は、ネス自身によるもの以外に、Reed and Rothenberg (1993) 及び尾崎 (2006) 等がある。
- 13) このような限定はノルウェーのコモンズに固有のものではない。イングランドの入会権の一つに *common appendant* (耕地付随自由保

有入会権) があるが、これには *levant and couchant* (起臥の準則) が伴うことが普通である。これは、ある土地に放牧してよい家畜の数をその家畜が冬を越せる範囲に限定するものである (室田・三俣, 2004, p. 107)。

- 14) ここでは、国有地コモンズのみを取り上げたが、ここで明らかになった重層性が集落有地コモンズや農家共有地コモンズにおいてどの程度見られるのか、あるいは違った形での重層性が存在するならばそれはどのようなものか、を個々に詳細に検討することは今後の課題である。
- 15) ノルウェー政府環境省において、同省のアドバイザーを務める Gante Voight Hanssen 氏と Elisabeth Harbo-Lervik 氏に対して行った聞き取り調査 (2007年6月29日) による。
- 16) 例えば、林野においては、コモンズとして管理される入会林野 (三俣・森元・室田編, 2008), 万人権に近い形で行われる山菜・キノコ採りの慣行 (齋藤, 2005; 齋藤, 2006) 等多様な資源の利用形態が存在し、一部は近代化とともに衰退したもの、一部は現在も形を変えて存続している。また、海浜においても、万人がこれを様々な形で利用する権利を持つとする運動が入浜権という言葉を用いて1970年代から展開された (田中, 1976; 高崎・木原編, 1976)。

(参考文献)

- 阿部泰隆 (1979a, b, c) 「万民自然享受権—北欧・西ドイツにおけるその発展と現状①, ②, ③」『法学セミナー』第23巻第11, 12, 13号, 112-117頁, 77-81頁, 108-112頁。
- Berge, E. and N. C. Stenseth (eds.), (1998), *Law and the Government of Renewable Resources: Studies from Northern Europe and Africa*, California: Institute for Contemporary Studies.
- Berge, E. (1998), "The Legal Language of Common Property Rights" in Berge, E. and N. C. Stenseth (eds.), (1998).
- Berge, E. (2002), "Varieties of Property Rights to Nature: Some Observations on Landholding and Resource Ownership in Norway and

- England” in Schmithüsen, F., Iselin, G. and P. Herbst (eds.), *Forest Law and Environmental Legislation: Contribution of the IUFRO Research Group 6.13 Proceedings VII*, Zurich: EHT.
- Berge, E. (2006), “Protected areas and traditional commons: Values and institutions”, *Norwegian Journal of Geography*, Vol.60, pp.65-76.
- Faarlund, N. (1993) “A Way Home” in Reed, P. and D. Rothenberg (eds.), (1993).
- Falkanger, T. (1998) “Legal Rights Regarding Range Lands in Norway with Emphasis on Plurality User Situations” in Berge, E. and N. C. Stenseth (eds.), (1998).
- Grimstad, S, and H. Sevatdal (2007), “Norwegian Commons: A Brief Account of History, Status and Challenges”, *Noragric Working Paper*, No. 40, pp. 1-47, Norwegian University of Life Sciences.
- Gundersen, F. (2000), “Between Tradition and Modernity: Local Institutions and the Management of Common Property in Mountain Regions in the Southern Norway in the 1990’s”, Paper at the 8th Biennial Conference at the International Association for the Study of the Common Property, Bloomington, Indiana.
- Hardin, G. (1968), “The Tragedy of the Commons”, *Science*, Vol. 162, pp. 1243-1248.
- 井上真 (2001) 「地域住民・市民を主体とする自然資源の管理」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学—森・川・海の共同管理を考える』新曜社.
- 井上真 (2004), 『コモンズの思想を求めて』岩波書店.
- 井上真 (2009) 「自然資源「協治」の設計指針—ローカルからグローバルへ—」室田武編『グローバル時代のローカル・コモンズの管理』ミネルヴァ書房.
- 石渡利康 (1995), 『北欧の自然環境享受権』高文堂出版社.
- Jentoft, S (ed.), (1998), *Commons in a Cold Climate-Coastal Fisheries and Reindeer Pastoralism in North Norway: The Co-management*, Paris: UNESCO.
- 鬼頭秀一 (1996), 『自然保護を問いなおす—環境倫理とネットワーク』筑摩書房.
- 松村一 (2004) 「産業構造」岡沢憲美・奥島孝康編『ノルウェーの経済—石油産業と産業構造の変容』早稲田大学出版部.
- 三俣学・森元早苗・室田武編 (2008), 『コモンズ研究のフロンティア—山野海川の共的世界』東京大学出版会.
- 室田武編 (2009), 『グローバル時代のローカル・コモンズの管理』ミネルヴァ書房.
- 室田武・三俣学 (2004), 『入会林野とコモンズ—持続可能な共有の森』日本評論社.
- Næss, A. (1973), “The Shallow and the Deep, Long-Range Ecology Movement A Summery”, *Inquiry*, 16, pp. 95-100.
- Næss, A. (1994), “The Norwegian Roots of Deep Ecology”, in Børge Dahle (eds.), *Nature: The True Home of Culture*, Oslo, Norges Indretthøgskole.
- Norwegian Ministry of Agriculture (2003), *Norwegian Forests: Policy and Resources*.
- Norwegian Ministry of Foreign Affairs (2006), *Minifacts about Norway / 2006*.
- Norwegian Ministry of the Environment (1999), *Outdoor Recreation Act*.
- Norwegian Ministry of the Environment (2005), *The Government's Environmental Policy and the State of the Environment in Norway: Summery in English (Translation from the Norwegian. For information only.)*, Report NO.21 (2004-2005) to the Storting (White Papers).
- Norwegian Ministry of Justice (2006), *The General Civil Penal Code: With subsequent amendments, the latest made by Act of 21 December 2005 No. 131*.
- Olsson, E. G. A., Austrheim, G. and S. N. Grenne (2000), “Landscape change patterns in mountains, land use and environmental diversity, Mid-Norway 1960-1993”, *Landscape Ecology*, 15, pp. 155-170.
- Ostrom, E. (1990), *Governing the Commons: The*

- Evolution of Institution for Collective Action*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 尾崎和彦 (2006), 『ディーブ・エコロジーの源郷—ノルウェーの環境思想』東海大学出版会.
- Reed, P., and D. Rothenberg (eds.), (1993), *Wisdom in the Open Air: The Norwegian Roots of Deep Ecology*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- 齋藤暖生 (2005) 「都市住民による山菜・キノコ採りの存立背景と特性—岩手県と京都府の登山同好団体会員に対するアンケート調査から」『林業経済』第58巻第7号, 1-16頁.
- 齋藤暖生 (2006) 「岩手県沢内村における山菜・キノコ資源充足度の変動—山菜・キノコ採りの生態的側面と社会的側面」『林業経済』第59巻第3号, 1-16頁.
- Sandell, K. (2006), "The Right of Public Access: Potential and Challenges for Ecotourism," in Gössling, S., and J. Hultman (eds.), *Ecotourism in Scandinavia: Lessons in Theory and Practice*, Oxfordshire: CABI.
- Sevatdal, H. (1998), "Common Property in Norway's Rural Areas" in Berge, E. and N. C. Stenseth (eds.), (1998).
- Sevatdal, H., and S. Grimstad (2003), "Norwegian Commons: History, Status and Challenges," in Berge, E., and L. Carlsson eds., *ISS RAPPORT NO 70: Proceedings from a workshop on 'Commons: Old and New'*, Organized by the research programme: Landscape, Law & Justice at the Center for Advanced Study, Trondheim, Norway: Norwegian University of Science and Technology.
- 嶋田大作 (2008) 「伝統的森林コモンズの現代的変容—京都市右京区山国地区塔の共有林管理を事例に」『林業経済』第61巻第5号, 1-16項.
- 嶋田大作・齋藤暖生・三俣学 (2010) 「万人権による自然資源利用—ノルウェー・スウェーデン・フィンランドの事例を基に—」井上真・菅豊・三俣学編『ローカル・コモンズの可能性—自治と環境の新たな関係—』ミネルヴァ書房.
- 総務省統計研修所編 (2009), 『世界の統計2009』総務省統計局.
- Statistics Norway (1994), *Historical Statistics 1994*.
- Statistics Norway (2001), *Statistical Yearbook of Norway 2001*.
- Statistics Norway (2009), *Statistical Yearbook of Norway 2009*.
- ステーション, エイヴィン/リーベク, イーヴァル著, 岡沢憲美監訳, 小森宏美訳 (2005), 『ノルウェーの歴史—氷河期から今日まで』早稲田大学出版部.
- 高崎裕士・木原啓吉編 (1977), 『入浜権—海岸線を守る手作りの思想』ジャパン・パブリッシング.
- 田中唯文 (1976) 「埋め立てと入浜権運動」日本土地法学会編『近代の土地所有権・入浜権』有斐閣.